

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面)

2022 年 4 月 1 日

株式会社インターネットインフィニティー

株式会社カンケイ舎

2022年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社インターネットインフィニティー
代表取締役 別宮 圭一

東京都品川区大崎一丁目11番2号
ゲートシティ大崎イーストタワー4階
株式会社カンケイ舎
代表取締役 上野 泰彦

株式会社インターネットインフィニティー（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社カンケイ舎（以下「承継会社」といいます。）は、2022年1月14日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業（但し、レコードブック事業を除く）及び福祉用具貸与・販売事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

本吸収分割の効力発生日は、2022年4月1日です。

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

本吸収分割において、分割会社は、承継すべき債務について重畳的債務引受を行うこととし、会社法第 789 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき本吸収分割を止めることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社においては、唯一の株主である分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2022 年 2 月 28 日付けの官報による公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。なお、承継会社においては、知れている債権者は存在しませんので、各別の催告は要しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社が本吸収分割によって分割会社から承継した重要な権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりです。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも 2022 年 4 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本分割契約について株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行いました。

(2) 承継会社は、本吸収分割に際し、分割会社に対して金銭等の交付を行っていません。

以 上

別紙

承継権利義務明細表

承継会社は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における分割会社の本事業に属する資産、負債、契約その他の権利義務を、以下のとおり分割会社から承継する。

1. 承継する資産（個人情報も含む）
本事業に係る一切の資産
但し、以下は除く。
(1) 効力発生日までに発生した本事業に係る金銭債権

2. 承継する負債
本事業に係る一切の負債
但し、以下は除く。
(1) 効力発生日までに発生した本事業に係る金銭債務

3. 承継する雇用契約
本事業に主として従事する従業員に係る一切の雇用契約

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）
本事業に係る一切の契約

以 上